

第5章 動物の愛護と管理

第1目 概 況

福岡市における動物愛護管理に係る課題を解決し「人と動物の調和のとれた共生社会」の実現を目的として、犬・猫の殺処分頭数の半減等の目標を設定した上で、実行すべき具体的な施策を体系的に定めた「福岡市動物愛護管理推進実施計画」（平成21年4月策定）に基づき、動物の適正飼育を推進するとともに、動物による危害や迷惑の防止などに取り組んでいたが、策定から5年が経過したことから、平成26年度に計画の見直しを行い、平成27年4月に「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定し、同計画に基づく施策に取り組んでいる。

平成23年度から動物愛護管理センターの2カ所のセンターの位置付けと役割を明確にし、東部動物愛護管理センターでは放浪犬の捕獲や犬・猫の引取りに関する相談、収容動物の譲渡、動物取扱業関係の手続きなどを行い、家庭動物啓発センターでは家庭動物の飼育相談や適正飼育に関する啓発・情報発信、地域猫活動の推進並びに動物関係団体との共働事業などを行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を4、5月に市内87カ所の集合注射会場及び動物愛護管理センターにおいて実施した。

上記会場以外での登録及び狂犬病予防注射については、飼い主の利便性を図るため、福岡市獣医師会加入の動物病院に犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付とこれに伴う手数料徴収事務を委託するとともに、各区保健福祉センター（西区を除く）においても、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行った。

また、狂犬病予防注射接種率向上を図るため、10月を狂犬病予防注射実施強化月間として、注射未接種の飼い主に対してハガキ送付による督促を行うとともに、日曜日に市内3会場において狂犬病予防注射を実施した。

(2) 放浪犬の捕獲等

市民からの苦情に基づく放浪犬の捕獲や、市民が保護した迷い込み犬等の引取りを行うとともに、通常の捕獲が困難な山間部等においては、捕獲器等を用いて対応した。

(3) 飼えなくなった犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを希望する飼い主に対しては、終生飼育・不妊去勢手術の必要性や、新しい飼い主を探すこと等を啓発指導し、適正飼育の意識向上に努めた上で、やむを得ないと判断される依頼についてのみ引取りを実施した。

(4) 負傷動物の保護収容

飼い主不明の負傷動物の収容及び必要に応じて応急処置を実施した。

なお、飼い主不明の負傷犬・猫の一時収容と応急処置を、土日祝日及び年末年始については一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、同獣医師会が実施する休日当番医にて対応を行った。また、夜間については福岡夜間救急動物病院へ委託して対応した。

(5) 飼い主指導

市民等から苦情のあった犬・猫等の飼い主には、適正な飼育管理について関係法令等に基づく指導等を行うとともに、犬のこう傷事故については、特に嚴重な飼い主指導を行い再発防止に努めた。

また、動物愛護管理センターへ収容後、飼い主の判明した犬を返還する際には、飼い主に対し放し飼いの禁止、適正飼育等について指導を行い、条例に基づく勧告書を交付した。

犬の放し飼い等の苦情の多い公園等を定期的に動物愛護管理センター職員が巡回し、適正飼育（犬のけい留等）を呼びかけ迷惑及び事故の防止に努めるとともに、犬の糞・尿の放置により道路、公園等の汚損が問題化している地区については、地域住民に糞・尿の放置禁止のプレート（はり札）を配布し適正飼育の啓発を行った。

さらに、猫の飼い主の所有明示の必要生を啓発するため、福岡市獣医師会が実施する「猫の繁殖制限・所有者明示推進事業」に対し補助金を交付し、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着費用の助成を行った（実績272頭）。

（6）収容犬・猫の譲渡

動物愛護管理センターに収容された犬のうち、飼い主へ返還されなかった犬については、その適性についての判定を行い、譲渡適性が認められる犬は、飼育希望者に対し譲渡を行った。譲渡の際には適正飼育のための飼育環境調査及び譲渡前講習を実施した。猫についても犬に準じた取扱いを行った。

なお、成犬・成猫は原則として全て、不妊去勢手術を実施した上で譲渡を行った。

（7）動物愛護思想の普及啓発

①「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」の開催

広く市民に動物愛護と適正飼育をアピールするため、11月1日に舞鶴公園西側広場において、動物関係団体との実行委員会方式で「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」を開催した。

②動物愛護週間（9月20日～9月26日）行事

9月19～23日の5日間、福岡市動物園にて動物愛護と適正飼育についてのパネル展示を行った。

③マスコミ等への情報発信

見学希望者へ動物愛護管理センターの施設を開放するとともに、新聞等マスコミの取材対応や、市政だより・情報誌等への情報提供を積極的に行うことにより、動物愛護管理に関する情報発信と普及啓発に努めた。

（8）民間団体等との連携・共働

①わんにゃんよかイベントの開催

動物関係団体や動物関係の専門学校等と共働で、毎月第1日曜日に「わんにゃんよかイベント」を開催し、各種イベントを通して適正飼育に関する啓発を行った。

また、毎月最終日曜日に中央区天神にて街頭での啓発チラシ等の配布を行った。

②動物愛護管理事業へのボランティアの受け入れ

動物愛護管理センターにおいて一般ボランティアの募集を実施し、譲渡犬猫の管理や適正飼育に関する各種啓発イベント等への受け入れを行った。

（9）飼い主のいない猫との共生支援事業

地域猫活動として指定を受けた飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を動物愛護管理センターにおいて無料で実施するなど、地域猫活動に取り組む地域に対する支援を実施した（平成27年度実績 10地区指定、去勢手術178頭 不妊手術210頭）。

（10）家庭犬のしつけ方講習会・家庭犬のしつけ方相談

家庭動物啓発センターや市民センター等において外部講師による犬のしつけ方講習会を実施し、適正飼育の普及啓発を推進した。

また、動物愛護管理センター職員による家庭犬のしつけ方相談を実施し、犬の飼い主への適正飼育の啓発を行った。

(11) ふれあい事業

東部動物愛護管理センターのモデル犬等を用いて、幼稚園児や小学生等を対象とした「ハローアニマル」を実施し、動物への優しい心と責任感及び生命の大切さについて啓発を図った。

(12) 動物取扱業者に対する啓発、指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、第一種動物取扱業（販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、譲受飼養業及び競り・あっせん業）の登録業務を行うとともに、当該施設の監視指導を行った。特に11月～12月に集中的に監視指導を行った。

また、市内外のペットショップ等から構成される団体である「ビッグママプロジェクト」が行う、動物取扱業者を対象とした適正飼育に関する情報発信活動の支援を行った。

(13) 特定動物の監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物（ライオン、クマ、ニシキヘビ等の同法施行令で指定されている動物）の飼養又は保管の許可業務を行うとともに、当該施設の監視指導を行った。

(14) 「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」の開催

「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」の各施策の検証を行うため、学識経験者、動物関係法人、動物愛護団体、業界関係団体や行政関係者で構成された「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」を1回開催した。